

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜収入確保モデル事業 (出荷調整タイプ)のご案内

## 出荷調整タイプとは？

生産者等が、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整(産地廃棄等)を行った場合に、補填を受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和2年1月22日付け元農畜機第6131号)等をご確認ください。

※ 本事業は、毎年度成立する予算に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業実施主体候補者の決定を行わない、若しくは遅れること又は事業を実施しない、若しくは事業の内容が変更となることがあります。また、農林水産省の局長通知等の制定又は改正に伴い、事業の内容が変更となることがあります。



独立行政法人 農畜産業振興機構



### Ⅲ. 事業の手続きの流れ

#### 事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類…契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

#### 審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。  
審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

#### 事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

#### 契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

#### 出荷調整実施の申請・実施

出荷調整を行う場合には事前に申請が必要となります。

#### 交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

#### 積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

#### 実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

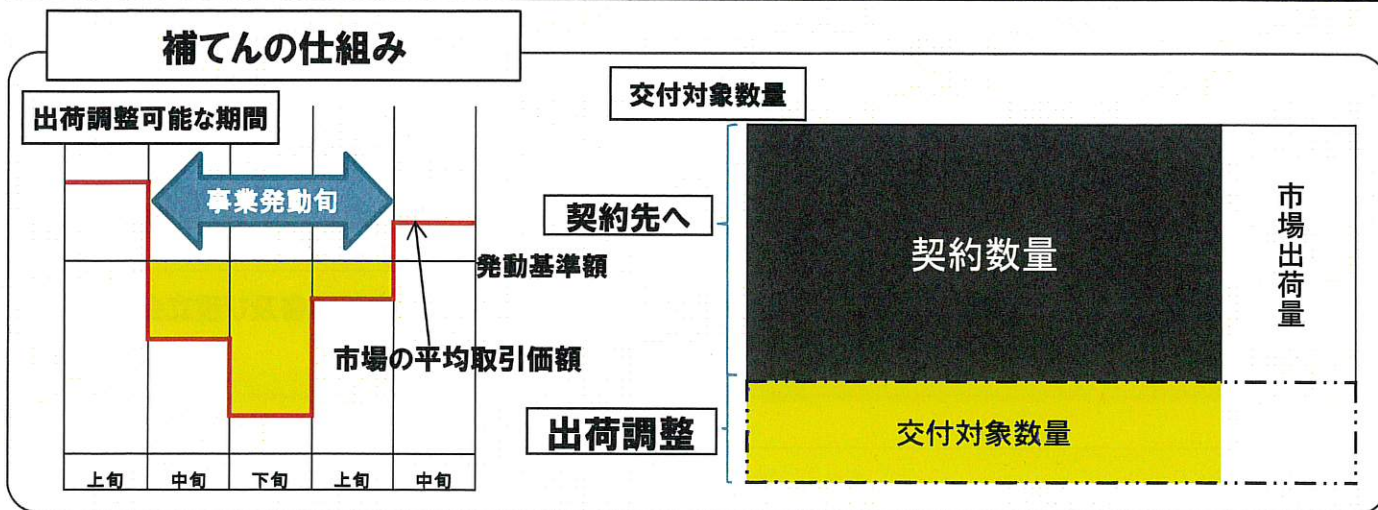
TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail [anshin831@alic.go.jp](mailto:anshin831@alic.go.jp)(お問合せ専用アドレス) URL <http://www.alic.go.jp/>



## II. 出荷調整タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、**積立単価又は契約価額の40%のいずれか低い額**を交付。



### 加入から交付金交付のイメージ（例）

#### 積立金額

##### 【事業の応募内容】

契約価格 80円/kg  
 契約数量 100トン  
 申込数量 30トン

##### 事業実施主体が積み立てる積立金額

= 申込数量 × (契約価額の40%又は積立単価のいずれか低い額) ÷ 2  
 = 30トン × (80円 × 0.4) ÷ 2  
 = **48万円**

※積立単価が32円以下の場合には積立単価が基準となります。

#### 交付金額

契約出荷数量 100トン  
 出荷調整数量 30トン  
 市場出荷数量 70トン  
 計画契約出荷数量 100トン  
 計画市場出荷数量 60トン

##### 機構からの交付金額

= 交付対象取引数量 × (契約価額の40%又は積立単価のいずれか低い額) ÷ 2  
 = ((30トン + 100トン + 70トン) × 100トン ÷ (100トン + 60トン) - 100トン) × 32円 ÷ 2  
 = 25トン × 32円 ÷ 2  
 = **40万円**

### 注意事項

○ 交付金の適切かつ効率的な活用の観点から、申込・交付対象となる数量には次のように制限を設けています。

- 1 交付対象となる契約数量は、同実需者との同種別の契約取引過去3ヶ年の取引数量の最大値が上限となります。
- 2 申込数量の上限は、交付対象となる契約数量の30%が限度です。
- 3 出荷調整数量全てが交付対象数量とならない場合があります。

※詳細については公募要領を参照ください。

○ 出荷調整(ほ場廃棄等)を実施する場合は、事前に機構への届出が必要となります。



# 1. 出荷調整タイプの要件等

## 1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

## 2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② ①の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ その他①の者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は対象となりません。  
※対象品目の契約取引が過去1年間以上のあった者に限ります。

## 5 補助限度額

- ① 対象品目の生産者 750万円
- ② ①以外の者 1,500万円

※対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

## 6 積立金

- ① 積立金を管理する口座を用意
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

## 7 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。